

防衛庁訓令第25号

自衛隊用自動車が緊急自動車の指定を受ける場合の
手続等に関する訓令を次のように定める。

昭和58年8月1日

防衛庁長官 谷川 和穂

自衛隊用自動車が緊急自動車の指定を受ける場合
の手続等に関する訓令

改正 昭和59年6月30日庁訓第37号
昭和60年4月6日庁訓第19号
平成18年3月27日庁訓第12号
平成18年7月28日庁訓第83号
平成19年1月5日庁訓第1号
平成19年8月30日省訓第145号
平成21年7月29日省訓第48号
平成27年10月1日省訓第39号

防衛庁用自衛隊が緊急自動車の指定を受ける場合の手
続等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第17号）の
全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、自衛隊において使用する自動車（以下「自衛隊用自動車」という。）が、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項の規定による緊急自動車の指定を受ける場合の手続等に関して必要な事項を定めるものとする。

(申請手続)

第2条 次の表の左欄に掲げる自衛隊用自動車について緊急自動車の指定を受けようとするときは、それぞれ当該右欄に掲げる者が、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する都道府県公安委員会に指定の申請を行うものとする。

自動車の用途別	申請を行う者
防衛省本省の内部部局の用に供するもの	大臣官房会計課長
陸上自衛隊の用に供するもの	駐屯地司令、分屯地司令又は陸上幕僚長の監督を受ける機関の長
海上自衛隊の用に供するもの	海上幕僚長の監督を受ける部隊又は機関の長のうち海上幕僚長の指定する

	者
航空自衛隊の用に供するもの	基地司令又は分屯地基地司令
陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊の用に供するもの	共同の部隊の長の指定する者
統合幕僚監部の用に供するもの	統合幕僚監部総務部長
防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、情報本部又は防衛監察本部（以下「防衛大学校等」という。）の用に供するもの	防衛大学校等の長の指定する者
地方防衛局の用に供するもの	地方防衛局長の指定する者
防衛装備庁の用に供するもの	防衛装備庁長官の指定する者

- 2 申請を行う者が、前項の規定により緊急自動車の指定を受けようとするときは、順序を経てあらかじめ防衛大臣の承認を受けなければならない。

（緊急自動車としての使用）

第3条 緊急自動車の指定を受けた自衛隊用自動車は、次に掲げる場合に限り、緊急自動車として使用するこ

とができる。

- (1) 自衛隊法（昭和29年法律第165号。以下「法」という。）第6章に規定する自衛隊の行動に関し必要がある場合
- (2) 法第96条に規定する者が部内の秩序維持に従事するに当たって必要がある場合
- (3) 法第84条の2の規定による機雷等の除去及び処理に関し必要がある場合
- (4) 法附則第4項の規定による不発弾等の除去及び処理に関し必要がある場合
- (5) その他防衛大臣が特に認める場合
(委任規定)

第4条 この訓令に定めるもののほか、自衛隊用自動車（防衛省本省の内部部局の用に供するものを除く。）が緊急自動車の指定を受ける場合の手続等に関し必要な事項は、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、防衛大学校等の長又は防衛装備庁長官が定めるものとする。

附 則（平成 18 年防衛庁訓令第 12 号）（抄）

- 1 この訓令は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 18 年防衛庁訓令第 83 号）（抄）

- 1 この訓令は、平成 18 年 7 月 31 日から施行する。

附 則（平成 19 年防衛庁訓令第 1 号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

附 則（平成 19 年防衛省訓令第 145 号）（抄

）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年防衛省訓令第 39 号）

（施行期日）

- 第 1 条 この訓令は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。